伊達市立伊達小学校 学校だより No.4 【令和７年６月 25 日発行】

ひらく

強く
正しく
朗らかに

伊達小学校は、「おはよう・ありがとう・どうぞ」「やりたい・しりたい・やってみよう」「わかった・できた・たのしい」のいえる子どもの育成を進めます。

■いじめの見逃しゼロに向けて

すべての子どもたちが「通いたい」と思える学校を実現するために、本校では「いじめ防止基本方針」を策定しています。成長段階にある子どもたちは、自己中心的な行動や思いやりの欠如など、発達の未熟さゆえに、人とのかかわりでトラブルを引き起こすことがあります。

そのため、本校では次のような認識のもと、日々の指導に取り組んでいます。

・「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる」
・「いじめは、人間の基本的な人権を侵害する重大な行為である」
・「いじめは、犯罪に発展し、命に関わる深刻な問題となることがある」

いじめの早期発見を目的としたアンケート調査は年3回行います。1回目を5月に実施しました。主な結果は次の通りです。

●「いやな思いをしたことがある」と回答した児童は、134名（全体の27.7%）
●「今もいやな思いをしている」と回答した児童は、57名
●「友達がいやな思いをしているのを見たり聞いたりしたことがある」と回答した児童は、97名でした。

この結果に加え、アンケートでは把握しきれない一人一人の思いを受け止めるため、個人面談を実施し、6 月 18 日に校内いじめ対策委員会を開催しました。その結果、125件のいじめを認知し、児童への指導や観察を行いながら、解消に努めております。

いじめ問題は学校だけでは解決できない複雑な側面をもっています。ご家庭や地域におかれましても、子どもたちの様子に変化がある場合は、どうぞ遠慮なくご相談ください。

「いじめのない学校はあり得ない」という危機管理意識のもと、学校・家庭・地域が一体となり、「いじめの未然防止」と「いじめ見逃しゼロ」に向けて全力で取り組んでまいります。

子ども主体の取組（未然防止に向けて）

・行事委員会による「いじめ防止ポスター」の作成
・ボランティア委員会による「ありがとうの木」
・4 年生以上による「絆づくりメッセージ」への応募

いじめの定義とは

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義しています。「いじめ」とは、児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上の行為を含む）で、その対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

例えば、次のような行為によって「嫌な気持ち」になれば、それはいじめにあたります。

・冷やかしやからかい、悪口を言われる
・仲間はずれや無視をされる
・ぶつかられる、たたかれる、けられる
・お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする
・恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする
・メールや SNS などで悪口を書かれたり、仲間外れにされたりする

友だちとの間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている場合は、学校はいじめとして認知し、対応いたします。

心あたたまるお話をご紹介します

～地域の方からいただいたメールより～

6月18日（水）午後3時20分頃、心あたたまる出来事がありました。私が日向ぼっこをしていたところ、下校中の女子児童が、わざわざ私の近くまで来てくれて「何かありましたか？」と声をかけてくれました。私は「心配して声をかけてくれたの？どうもありがとう、私は大丈夫ですよ」 と答えると、その子は「熱中症か何かで具合が悪いのかと思いました」と言ってくれました。とてもうれしく、ぜひ学校の先生方だけでなく、保護者の皆様にもこのことを知っていただきたく、メールをさせていただきました。

（校長 近藤 大作）

◆運動会

運動会スローガン「全力で楽しめるように 力を合わせよう！！」のもと、子どもたち一人一人が生き生きと躍動する姿が多く見られました。保護者の皆様の熱い応援、ありがとうございました。また、終了後のテントの片付けでは 43 名の方がご協力していただき短時間で終了しました。本当にありがとうございました。

◆伊達開来高校との連携「走り方教室」

伊達開来高校の陸上部員の協力のもと、３年生が動きの基本となる体の使い方や速く走れる手の振り方、歩幅等の大切さなどを学びました。

◆北海道歯科衛生士会室蘭支部長賞

「歯と口の健康週間」図画・ポスターコンクールにおいて２年１組の今野 莉沙　さんが上記の賞を受賞しました。おめでとうございます。

◆１年生不審者教室

伊達警察署のご協力をいただき、１年生への「不審者教室」を実施しました。「いか・の・お・す・し」について、詳しく教えていただき子どもたちにとって、大事な学習の時間となりました。

◆地域貢献事業

地域貢献事業として（株）大同舗道　様が体育館横駐車場の車止めを設置していただきました。

◆時間講師

時間講師として「三沢　恵美」教諭が１・２年生の授業を中心に入ります。よろしくお願いします。

◆ネットトラブル未然防止について

ネットトラブル未然防止に向けて、北海道教育委員会の資料を添付しています。改めて各ご家庭でもご確認ください。

７月の主な行事予定について

日	曜	学校行事・学び直し月間	給食	下校時刻
1	火	交通安全教室（1・2年　大型車両）	○	14:15 15:05
2	水	校外学習（4年　終末処理場）	○	14:00 14:50
3	木		○	14:00 14:50
4	金	【清掃なし】 家庭学習強調週間～7/11	○	14:00
5	土			
6	日			
7	月	児童会　代表委員会　七夕集会	○	14:00 14:50
8	火	くるみ保育所との交流（2年）	○	14:15 15:05
9	水	参観日（3・4年、特別支援） オンライン接続確認（3年、特別支援） 伊達幼稚園との交流（2年）	○	14:00 14:50
10	木	参観日（1・2年） オンライン接続確認（1・2年）	○	14:00 14:50
11	金	【清掃なし】参観日（5・6年） 修学旅行説明会（6年） 宿泊学習説明会（5年）	○	14:00
12	土			
13	日			
14	月	チャレンジテストウィーク 開来高校生授業参観（4年） 通級指導教室まとめの会～7/18	○	14:00
15	火	【清掃なし】 夏休み図書貸出（～23 日） 開来高校生による外国語授業 オンライン授業試行（1年）	○	13:00 14:00 14:50
16	水		○	14:00 14:50
17	木	手話講座（5年） 開来高校生授業参観（4年） 京王幼稚園との交流（2年）	○	14:00 14:50
18	金	【清掃なし】 学期末大掃除 ふるさとふれあいイベント（アロマ芳香剤作り）	○	14:00
19	土			
20	日			
21	月	海の日		
22	火		○	14:15 15:05
23	水	e ネットキャラバン（5年）	○	14:00 14:50
24	木	【4時間日課・給食あり】 終業式	○	13:00
25	金	夏季休業日（7/25～8/25）		
8/25	月	夏季休業最終日		
8/26	火	【4時間日課・給食なし】 始業式	×	12:15

◆８月の主な行事予定について

２６日(火)　　【４時間日課・給食なし】始業式
２８日(木)　　６年卒業アルバム個人写真撮影

北海道教育委員会
令和７年２月

誰かを傷つけていませんか？ インターネット上での誹謗中傷

➢ 相手が誰でも誹謗中傷はダメ！

インターネット上での、有名人に対する誹謗中傷（悪口や根拠のない嘘等を言って、他人を傷つけたりする行為）が大きな問題になっています。SNS やコメント欄では「相手が有名人だから何を言ってもいい」と考える人もいますが、実際にひどい言葉を投稿して、それが罪に問われたケースもあります。

➢ 軽い気持ちで悪口を書いただけでも・・・

インターネット上の誹謗中傷は次のような罪に問われたり、慰謝料を請求される可能性があります。

侮辱罪

侮辱罪は、相手を悪く言うことに関わる罪です。たとえば、SNS で「〇〇はバカだ」とか「〇〇は価値がない」と投稿することは、相手を傷つける言葉として侮辱罪になることがあります。また、「〇〇は〇〇みたいな人」といった抽象的な暴言も侮辱罪になることがあります。

名誉棄損罪

名誉棄損罪は、周りからの評判を悪くするようなことを相手がしていると言ったり広めたりすることに関わる罪です。たとえば、「〇〇は泥棒だ」とか「〇〇は嘘をついている」といったことを言うことがこれにあたります。相手が本当にしていることでも、相手の評判を傷つけるようなことを投稿すると、名誉棄損罪になることがあります。

慰謝料

誹謗中傷による精神的苦痛に対し、金銭の支払いを請求される場合があります。

インターネットでは何気なく書いた言葉でも、誰かを深く傷つけることがあります。冗談や感想のつもりで書いた内容が、相手にとってはとても辛いものになるかもしれません。画面の向こうにいる相手の気持ちは見えないため、つい強い言葉をつかってしまい、相手を嫌な気持ちにさせてしまうこともあります。画面の向こうにいる人も、自分と同じ感情をもった人間であることを忘れないようにしましょう。また、誹謗中傷のトラブルに巻き込まれたときはすぐに家族や先生に相談するようにしてください。

◎本資料は北海道教育委員会の委託を受けてポールトゥウィン株式会社が令和７年２月に作成したものです。

保護者向け（全学校種向け）

令和7年2月
北海道教育委員会
ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト

インターネット上での 誹謗中傷とそのリスク

インターネット上での誹謗中傷は、子どもが軽い気持ちで投稿した内容でも、大きな問題へと発展する可能性があります。ＳＮＳや動画サイトのコメント、口コミサイトなど、簡単に投稿できる場が増えている今こそ、誹謗中傷のリスクについて改めて考えてみましょう。

事実なら中傷して問題なし？

インターネット上での誹謗中傷が原因で、訴訟や重大なトラブルに発展する事例が増えています。子どもが投稿した内容が、知らないうちに他者を傷つけたり、法的問題を引き起こすこともあります。特に、芸能人やスポーツ選手などに向けた悪質なコメントが誹謗中傷と見なされ、法的措置を取られるケースも増加しています。「事実だから誹謗中傷ではない」や「悪口じゃなくて個人の意見だからＯＫ」といった誤った認識から、軽い気持ちで投稿した内容が大きな問題を引き起こすことがあるのです。

誹謗中傷の法的リスク

インターネット上での誹謗中傷は名誉毀損罪や侮辱罪に問われるほか、民事上の責任として慰謝料を請求される可能性があります。例えば、事実に基づいた意見や批評であっても、相手が受ける精神的苦痛や社会的損害が大きい場合、名誉毀損罪として訴えられることがあります。また、「バカ」や「アホ」などの直接的な侮辱は侮辱罪として、刑事罰を受けることがあります。このような刑事罰以外に被害者から慰謝料を請求される場合もあります。

誹謗中傷を意図していなくても、何気なくＳＮＳやコメント欄に書き込んだ内容が相手を傷つけることがあるため、発言には十分な注意が必要です。軽い気持ちからの発言でも、大きなリスクを伴うことから、オンラインでの言動でも発言内容には慎重かつ責任をもつことが求められます。

家庭での指導

インターネット上での誹謗中傷は、有名人だけでなく、身近な友達や一般の人にも同じように注意が必要です。子どもがインターネットを使い始める際にはインターネット上でも自身が発する言葉には責任が伴うことを教え、誹謗中傷が引き起こす法的リスクを理解させることが大切です。さらに、画面の向こう側にいる相手も生身の人間であり、同じように感情や痛みを感じることを伝え、何かを投稿する前に一度相手の立場になって考えることができるよう、子どもと一緒に考えてみてください。

ネットトラブル未然防止のための
総合ヘルプサイト
ネット利用に関わる専門的な相談の窓口です

◎本資料は北海道教育委員会とポールトゥウィン株式会社が令和7年2月に作成したものです。
子どもたちのインターネット利用に関わる相談等がありましたら、下記のURLまでご相談ください。
≪北海道教育委員会ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト≫
https://webreport.public.ptw.jp/hokkaido/helpsite/